

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

## 資本金等の額に関する計算書

### 1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人	
資本金等の額 別表5の2下表3 <sup>㉔</sup> 又は <sup>㉓</sup> 、 <sup>㉕</sup> 若しくは <sup>㉖</sup>	① 兆 十億 百万 千 円
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数	③ 人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 $\frac{① \times ③}{④}$	②
期末の総従業員数	④
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人	
月数按分後の資本金等の額 別表5の2 <sup>㉑</sup>	⑤ 兆 十億 百万 千 円
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4 <sup>㉒</sup>	⑥
差引	⑦
外国の事業に係る控除額 $\frac{② \times \text{別表5の2の2㉑}}{\text{別表5の2の2㉑}}$ 又は $\frac{② \times \text{別表5の2の2㉑}}{\text{別表5の2の2㉑}}$	⑧
再差引	⑨
非課税事業に係る控除額 $\frac{⑨ \times ⑭}{⑮}$	⑩
課税標準の特例に係る控除額	⑳
控除額計 $⑥ + ⑧ + ⑩ + ⑰$	㉑
特定内国法人	
特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合 $\frac{\text{別表5の2の2㉑}}{\text{別表5の2の2㉑}}$	㉒ %
非課税事業を併せて行う法人	
国内における非課税事業に係る期末の従業員数	㉓ 人
国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉔

### 2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係	法附則第9条第1項関係
資本金等の額 別表5の2下表3 <sup>㉔</sup>	① 兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	②
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	③
仮計 $① + ② - ③$	④ 兆 十億 百万 千 円
資本金の額 別表5の2下表1 <sup>㉕</sup>	⑤
資本準備金の額	⑥
仮計 $⑤ + ⑥$	⑦
④と⑦のいずれか大きい額	⑧
法附則第9条第1項関係	
資本金の額 別表5の2下表1 <sup>㉕</sup>	⑨ 兆 十億 百万 千 円
法附則第9条第1項に係る額 $⑨ \times ⑩$	⑩
法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係	
月数按分後の資本金等の額 別表5の2 <sup>㉑</sup> 又は $(⑨ - ⑩)$	⑪ 兆 十億 百万 千 円
課税標準の特例に係る控除割合	⑫
未収金の帳簿価額	⑬ 円
総資産価額	⑭
課税標準の特例に係る控除額 $(⑪ \times ⑫)$ 又は $(⑪ \times ⑫) / ⑭$	⑮ 兆 十億 百万 千 円
法附則第9条第23項関係	
資本金等の額 別表5の2下表3 <sup>㉔</sup> 又は <sup>㉓</sup>	⑯ 兆 十億 百万 千 円
政府の出資の金額	⑰
法附則第9条第23項に係る額 $⑯ - ⑰$	⑱

### 3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2 <sup>㉑</sup>	① 兆 十億 百万 千 円
外国の事業に係る控除額 $\frac{① \times ④}{⑤}$	②
差引 $① - ②$	③
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 $\frac{③ \times ⑥}{⑦}$	④
控除額計 $② + ④$	⑤
外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	
外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑥ 人
期末の総従業員数	
期末の総従業員数	⑦
非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	
国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数	⑧ 人
国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑨